

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人盛岡市体育協会（以下「協会」という。）定款第13条及び第27条の規定に基づき、評議員、役員（以下「役員等」という。）に対する報酬等を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 評議員とは、定款第10条に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第21条に定める理事及び監事をいう。
- (3) 常勤の役員等とは、この法人を主たる勤務先とし、かつ、週3日以上法人の業務に従事する役員等をいう。
- (4) 非常勤の役員等とは、常勤の役員等以外の役員等をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第13号において規定する報酬、賞与その他職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

(報酬の種類及び額)

第3条 常勤の役員等に対する報酬にあつては、給与及び期末手当とし、年額5,000,000円の範囲内の額で、評議員会の承認を得て会長が定めた額を支給する。ただし、協会の職員であつて、常勤の役員等を兼務するものにあつては、報酬は支給しない。

2 非常勤の役員等については、次に掲げる職務執行の対価として、日額10,000円の範囲内の額で、評議員会の承認を得て会長が定めた額を支給する。

- (1) 評議員会への出席
- (2) 理事会への出席
- (3) 監事による監査の実施

3 前項の規定にかかわらず、本人から報酬の辞退の申し入れがあつた場合には、報酬は支給しない。

(通勤手当)

第4条 常勤の役員には、通勤手当を支給することができる。

2 通勤手当を支給する場合には、協会給与規程第10条に規定する通勤手当の支給要件を準用する。

3 通勤手当の月額額は、協会給与規程に規定する額とする。

4 第3項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し 必要な事項は、協会給与規程の適用を受ける者の例に準ずるものとする。

(退職手当)

第5条 役員等には、退職手当及びこれに準ずる手当を支給しない。

(旅費)

第6条 役員等が職務のため旅行したときは、旅費を支給する。

2 旅費の額は、協会の職員の例を基準とし、会長が別に定める。

3 旅費の支給方法については、協会の職員の例による。

(報酬等の支払方法等)

第7条 常勤の役員等に支給する報酬等の支払方法及び支給日は、協会給与規程を準用する。

2 非常勤の役員等に支給する報酬等については、その都度支給する。

(規程の変更)

第8条 この規程の変更は、評議員会の決議によるものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人盛岡市体育協会の設立の登記があった日から施行する。